

資料編

1. 次世代育成支援事業一覧
2. 新宿区次世代育成支援に関する調査の実施
3. 地域説明会及びパブリック・コメント等の実施
4. 計画の策定経過と今後の執行体制
5. 新宿区次世代育成協議会及び部会の構成
6. 新宿区次世代育成協議会条例
7. 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱

1. 次世代育成支援事業一覧

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

1-1 すべての子どもが大切にされる社会のために

1-1-① すべての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利 (P16)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
子どものための人権擁護委員の活動	子どもの人権又はこれに関わる環境整備について協議する。また必要に応じて調査・勧告・意見発表等必要な措置を行う。小・中学校に人権相談カードを配付し、相談事業を行います。	総務課
子どもの権利に関する啓発事業	小・中学生フォーラムや公園づくりワークショップの開催等により、子どもの社会参画の推進を図りつつ、子どもの権利についての理解を促進します。	関係各課
○人権教育の推進	人権尊重教育推進委員会において取り組むべき課題や指導のあり方を協議するとともに、区教育委員会が指定する人権教育推進校において研究を進め、その成果を各学校に普及していきます。	教育指導課
○子どもの施策への参画促進	[小学生・中学生フォーラムの実施]：次代を担う小・中学生が、日頃の生活の中で感じていることを、区長等と意見交換することにより、区政に対する関心や意識を高めていきます。 [施策への参画]：子どもが参画可能な施策(児童館・児童コーナー、中高生スペースの設置・公園の改修計画への参加等)において子どもの参画を促していきます。	子ども家庭課 関係各課
未来を担うジュニアリーダーの育成	地域活動において、子どもたちのリーダーとして活躍するジュニアリーダーの発掘と育成を図ります。 また、ジュニアリーダーを育成する過程で、子どもの主体性、自主性、協調性を育み、「生きる力」の充実を図ります。	子育て支援課

1-1-② すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利 (P17)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。

事業名	主な事業内容	担当課
○子ども家庭・若者サポートネットワーク	福祉、保健、教育、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るため、「子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置、運営します。 児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連携を目的として、児童に関わる関係機関に向けた虐待防止ネットワークマニュアルを作成し、配付します。	子ども家庭課
○子ども・若者総合相談窓口	子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。	子ども家庭課

事業名	主な事業内容	担当課
○子どもと家庭の総合相談(虐待の通報窓口) ＜子ども総合センター＞	子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所が、区の虐待通告の窓口として、子どもと家庭に関わる相談に総合的に対応しています。児童相談所や関係機関との密接な連携のもと、迅速な対応を行っています。	子ども総合センター
○要保護児童対策地域協議会 ＜子ども総合センター＞	保護や支援が特に必要な児童やその保護者及び妊婦に適切な支援をするために関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議します。 区では、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」が組織されています。	子ども総合センター
○育児支援家庭訪問事業(養育支援) ＜子ども総合センター＞	特に養育に支障があると区が認めた家庭や特定妊婦に対し、専門的な支援員を派遣することにより、養育環境の改善や養育力の向上による児童の健全な成長と、虐待防止を図ります。	子ども総合センター
女性及び母子緊急一時保護	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自立を援助します。	生活福祉課
○新宿子どもほっとライン ＜教育センター＞	いじめ相談専用電話により、専門相談員が、児童・生徒や保護者からの相談を行います。	教育支援課
○情報モラル教育の推進	インターネット(SNS等)によるいじめ防止のため、情報モラル教育を教育課程に位置づけ、児童・生徒がインターネットの特性を理解するとともに、他者の人権を尊重して活用する態度を身に付けるなどの授業を、民間技術者を活用して展開できるよう支援していきます。	教育支援課
○学校問題支援室の運営	いじめや不登校、その他問題行動に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サポート専門員等で構成される専門家チーム「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行います。	教育指導課 教育支援課
○学校問題等調査委員会の運営	専門家(法律・医療・学識経験)と教育委員会事務局職員で構成する「学校問題等調査委員会」により、いじめによる重大事態が発生した際の実事関係の調査や、児童・生徒への対応を適切かつ迅速に実施するため、新宿区のいじめの状況の情報共有や事例の分析等を行います。	教育調整課
○児童・生徒の不登校対策	不登校対策委員会で策定した不登校からの学校復帰と不登校の未然防止に関する方針に基づき、不登校担当者連絡会で担当教員が学校での不登校防止の取組みを協議し実践していきます。 また、不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料等の作成配布、学識経験者等の専門家による研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。 さらに、スクールソーシャルワーカーや家庭と子どもの支援員を派遣し、学校復帰や未然防止のための家庭への支援をより充実させていきます。	教育支援課
いじめ不登校の予防やよりよい学級集団づくりのためのアンケートの実施	いじめや不登校、その他問題行動を防止するため、区立学校の小学校4年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象に、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」を実施します。学校満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を診断し、個々の状況に応じた支援を行います。	教育指導課
小学校へのスクールカウンセラーの派遣＜教育センター＞	小学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立小学校に週1～2回派遣します。	教育支援課

事業名	主な事業内容	担当課
中学校へのスクールカウンセラーの派遣<教育センター>	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立中学校に週1～2回派遣します。	教育支援課
教育センターの教育相談<教育センター>	区内在住の幼児から高校生まで及びその保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行います。	教育支援課
つくし教室<教育センター>	区立小・中学校に在籍している児童・生徒で、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、学校へ行けるように相談・学習・スポーツ活動などを通して指導・援助を行います。	教育支援課
【再掲】妊婦への相談支援	2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援 参照	保健センター
【再掲】はじめまして赤ちゃん応援事業	2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援 参照	保健センター
【再掲】すくすく赤ちゃん訪問	2-2-① 乳幼児の健やかな発達支援 参照	保健センター
【再掲】育児相談・育児グループ・育児講演会	2-2-① 乳幼児の健やかな発達支援 参照	保健センター
【再掲】親と子の相談室	2-2-① 乳幼児の健やかな発達支援 参照	保健センター
【再掲】子どもショートステイ事業<子ども総合センター>	3-1-① 子育て支援サービスの充実 参照	子ども総合センター
【再掲】配偶者等からの暴力の防止	5-2 男女がともに自分らしく生きるために参照	男女共同参画課

1-2 子どもの生きる力を育てるために

1-2-① 質の高い学校教育の推進

(P22)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○学校支援体制の充実	学校運営の様々な課題への対応を支援するため、学習指導支援員を配置することにより、各学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 また、学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員への基本的な指導や、管理職やミドルリーダーへの学校運営等の具体的な助言を行い、学校の教育力の向上を図ります。 さらに、区の教育課題を踏まえた研究校を指定し、その成果を区立学校で共有するとともに、優れた教育実践や研究活動を行った学校を表彰する制度を作り、教員の一層の意欲の向上を図ります。	教育指導課
○学校評価の充実	①教職員による自己評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その評価結果を学校運営の改善に活用していきます。	教育指導課
○特色ある教育活動の推進	各学校（園）の中・長期的な視点に立った特色ある教育活動の展開を具現化するため、「特色ある学校づくりのための教育活動計画」や各校の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。	教育支援課

事業名	主な事業内容	担当課
○地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進	地域の住民及び保護者等が学校の運営に参画することにより、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていきます。そのため、学校運営協議会委員の研修や、地域・保護者への説明会の実施、パンフレットの作成・配付による周知等を行いながら、順次、地域協働学校の指定学校を増やしていきます。なお、指定にあたっては、1年間は準備校とし、各学校の状況や地域の実情に十分に配慮しながら円滑な導入を図ります。	教育支援課
スクールスタッフの活用	学校が相互に活用できる地域人材を、授業や部活動等に活かします。	教育支援課
キャリア教育の推進	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通して、社会の一員であることを認識し、自己の個性を理解し、発達段階に即したキャリア教育を行います。	教育支援課
スクール・コーディネーターの活動	各小・中学校に1名ずつのスクール・コーディネーターを配置し、小・中学校に地域の教育力を橋渡しすることで、学校の教育活動を支援するとともに、学校を核とした家庭・地域の活動を進め、子どもの教育活動や体験学習活動の充実を図ります。	教育支援課
放課後等学習支援	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒などに対し、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を実施するため複数の学習支援員を配置します。	教育支援課
外国人英語教育指導員の配置	学校教育の中で、日本と諸外国の文化・伝統の理解を深め、国際協力のあり方を学ぶ機会として、小・中学校で外国人英語指導による外国人との交流学习を実施します。	教育支援課
サイエンス・プログラムの推進 ＜教育センター＞	理科教育の充実を図るため、小学校に理科の専門性の高い講師を派遣し、教員への実験指導等を行います。また、中学校では、大学との連携により最先端技術を活用した授業を提供します。	教育支援課
院内学級の運営（特別支援学級の運営）	余丁町小学校に特別支援学級（病弱）として設置し、東京女子医科大学病院にて実施している院内学級において、病弱児童への教育を行います。	教育支援課 学校運営課
学校選択制の推進	児童・生徒及び保護者が自らの判断で学校を選択できるようにすると共に、各学校の特色ある教育活動の充実や開かれた学校づくりの実現を図ります。	学校運営課

1-2-② 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援

(P24)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○発達相談 ＜子ども総合センター＞	子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行います。必要に応じて関係機関と連携し、子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていきます。	子ども総合センター
発達支援、児童発達支援・放課後等デイサービス ＜子ども総合センター＞	就学前及び小学1、2年生の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童の自立、社会参加を支援するために、通所によるグループ活動や個別活動を通して、言語・理解の促進や運動機能及び日常生活動作の発達を支援します。	子ども総合センター

事業名	主な事業内容	担当課
在宅児等訪問支援 〈子ども総合センター〉	0歳～就学前の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童が、子どもの状況や家庭の事情等で通所できない場合、家庭や入院中の病院等へ訪問し、発達の支援や情報提供等を行います。	子ども総合センター
在籍児童・生徒に対する機能訓練の充実〈新宿養護学校〉	新宿養護学校に在学する児童・生徒の健康の維持増進、運動機能の向上を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による指導を行います。	教育支援課
○児童福祉法に基づく児童発達支援	発達の心配や心身の障害がある、主に就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。区内では4か所（区立子ども総合センター、株式会社立のTEENS新宿、ヘアーズキッズ、ADDS）で実施しています。	障害者福祉課
○巡回相談（障害児） 〈保育園・子ども園〉	障害児及び特別な配慮を要する児童を対象に年2～3回実施し、障害児保育の適切な運営を図ります。保育上の不安解消と障害の種類、程度、対応についての知識を深めさせます。 関係機関との調整及び保育相談を行うことを目的として、障害児保育の専門家が保育のアドバイスをするため保育園・子ども園を巡回します。	保育園子ども園課
○巡回指導・相談体制の構築	医師・学識経験者や心理職などの専門家で構成される支援チームが各学校・幼稚園を巡回し、発達障害のある児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言します。 また、特別支援教育推進員を学校に派遣し、発達障害のある児童・生徒への適切な教育的支援を行うなど、学校内指導体制の充実を図ります。 さらに、支援が必要な児童・生徒が増加傾向にあるため、区としての新たな特別支援教育の推進体制を検討し方針を策定します。	教育支援課
○情緒障害等通級指導学級の設置	四谷第六小学校と鶴巻小学校の情緒障害等通級指導学級において特別支援教室モデル実施を行います。 これは、通常の学級で学ぶ、知的な遅れのない発達障害の児童に適切な指導を行うため、3校から4校を1つのブロックとし、その中に1校の拠点校を設け、拠点校に配置された教員がブロック内の児童の在籍校を巡回し指導を行う新たな特別支援教育の体制です。 このモデル実施を経て、28年度からすべての小学校に特別支援教室を設置していきます。	教育支援課 学校運営課
ことばの教室 〈教育センター〉	聴覚及び言語に障害のある児童・生徒が、障害の状態の改善・克服に必要な技術を身につけることを目的に聴覚・言語指導の専門家による指導を行います。	教育支援課
心身障害者への助成・在宅重度心身障害者への助成（紙おむつ等支給、巡回入浴サービス等）	[補装具等の支給]：障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給します。 [障害者歯科診療]：一般歯科診療機関では治療が困難な重度の障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行います。 [その他]：紙おむつ支給、福祉タクシー等	障害者福祉課
在宅重症心身障害児訪問事業	療養上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を行います。	保健センター
【再掲】乳幼児健康診査	2-2-① 乳幼児の健やかな発達支援 参照	健康推進課 保健センター
【再掲】すこやか子ども発達相談	2-2-① 乳幼児の健やかな発達支援 参照	保健センター

事業名	主な事業内容	担当課
【再掲】障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所	3-1-① 子育て支援サービスの充実 参照	障害者福祉課
【再掲】障害児等タイムケア事業	3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 参照	障害者福祉課
【再掲】児童福祉法に基づく放課後等デイサービス	3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 参照	障害者福祉課
【再掲】保育園等における障害児保育	3-4 特に配慮が必要な子どもと家族のために 参照	保育園子ども園課
【再掲】幼稚園における障害児保育	3-4 特に配慮が必要な子どもと家族のために 参照	学校運営課

1-3 子どもが心身ともに豊かに育つために

1-3-① 心とからだの栄養素「遊び」

(P27)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○プレイパーク活動の推進	区内の公園でプレイパーク活動を行う任意団体・NPO 法人への支援により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進します。	子育て支援課
○プレイリーダーの養成	地域の遊びの活性化のため、プレイリーダーを養成します。また広報等の支援を行います。	子育て支援課
○みんなで考える身近な公園の整備	地域の公園の改修にあたって、「魅力ある身近な公園づくり基本方針」を踏まえ、公園周辺の住民と協働して改修計画案を作成するなど住民参加による公園の再整備を行います。	みどり公園課
新宿中央公園活性化プラン	新宿中央公園の各エリアの性格を特化することによる活性化を継続します。ちびっこ広場については、安全で安心して遊べる場所となるよう、子どもたちの専用広場時間設定を継続実施します。また、地域住民との協働により盆踊り等の子どもが参加しやすいイベントを開催し、公園利用の活性化を促進します。	みどり公園課
【再掲】児童館における指定管理者制度の活用	3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 参照	子ども総合センター
【再掲】中高生にとっての魅力ある居場所づくり	3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 参照	子ども総合センター
【再掲】放課後子どもひろばの拡充	3-3-② 児童館・放課後子どもひろば等の充実 参照	子ども総合センター

1-3-② 心とからだの栄養素「文化・芸術」

(P29)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○文化体験プログラムの展開	気軽に本格的な文化芸術体験ができる機会を提供することにより、区民の文化芸術活動への参加のきっかけ作りを行います。実施に際しては、専門性の高い文化芸術活動団体等と連携を図り、そのネットワーク、ノウハウ等を十分に活用し、魅力あるプログラムを提供していきます。	文化観光課

事業名	主な事業内容	担当課
乳幼児文化体験事業	地域団体等と連携して、乳幼児の親子等を対象に、わらべうたあそび等の地域に根差した文化体験事業を実施し、子どもの生きる力と豊かな心を育みます。	文化観光課
○学校図書館の充実	子どもの読書活動を推進するとともに、調べ学習など学校図書館を教育活動に一層活用するため、学校図書館に司書等を全校に配置し、学校図書館の計画的な購入、児童生徒への読書案内やレファレンス、区立図書館との連携等を行い、学校図書館の充実を図ります。	教育支援課
○子ども読書活動の推進	新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが、自主的に読書活動を行うことができるように、読書に関する親力の向上講座、読書塾、区立図書館利用案内等説明会及び読み聞かせ講習会等を開催し、読書環境を整備します。	中央図書館
○絵本でふれあう子育て支援	保健センターで実施している3～4か月健診時に絵本を配付し1カ月後の育児相談及び3歳児健診の際、ボランティアによる読み聞かせを実施します。 また、3歳児への絵本の配付を図書館で行います。	中央図書館
図書館サポーター制度	図書館サポーター希望者を登録し、ボランティア活動として読み聞かせや家庭配本、資料整理、対面朗読等を行います。	中央図書館
新こども図書館の検討	新中央図書館等の建設にあわせて、新こども図書館の整備について検討します。	中央図書館
病院サービスの充実	区内4病院に長期入院している子どもたちが図書館サービスを受けられるよう、病院への配本サービスを実施します。	中央図書館

1-3-③ 心とからだの栄養素「食」

(P32)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○もぐもぐごっくん支援事業	乳幼児の保護者からの口腔機能全般に関する相談に応じることで不安を取り除くとともに、適切な指導により健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、「お口の機能（飲み込み・噛み方等）」講習会の開催や、個別相談を実施します。	保健センター
○幼児食教室	1歳児の保護者を対象に、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と調理実演・試食を行います。	保健センター
○離乳食講習会	5～6か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者の食に対する意識の向上と乳児期からの健全な食生活の支援を行います。	保健センター
○栄養相談	一人ひとりの健康状態、発育・発達状況、歯の本数や噛む力と食習慣に応じて、適切な栄養相談を行っています。	保健センター
○保育園・子ども園での食育の推進	食事のマナーを身につけたり、簡単な調理や野菜の栽培など食の体験を通して、子どもの食生活への関心を高め、「食を営む力」の基礎を培います。	保育園子ども園課

事業名	主な事業内容	担当課
○学校（園）における食育の推進	各学校（園）では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」をもとに「食育全体計画」を作成し、幼児・児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。	教育指導課
○児童館等の職員への食育研修	日々子どもと接している児童指導員を対象に、食育に関する研修を行い、各館での食育事業の充実や、子どもへの適切なアドバイスができるようにします。	健康推進課
○食育講座	地域グループや児童館等で食育に関する講習を開催し、食に関する基本的な知識や、料理づくり・会食などの体験を通して食育ボランティア等と食育の普及啓発を行います。	健康推進課
○メニューコンクール	区民を対象としたメニューコンクールを実施し、公募のメニューから優秀作品を選出し表彰します。	健康推進課

1-4 国際化社会で生きる力を育む

(P35)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○国際理解につながる情報発信	しんじゅく多文化共生プラザを中心に、外国人と日本人の相互理解につながる情報発信を行います。	多文化共生推進課
友好都市との交流事業 (1)人的交流事業	友好都市のドイツ・ベルリン市ミッテ区と青少年の派遣と受け入れとを交互に実施し交流を続けます。	多文化共生推進課
友好都市との交流事業 (2)作品交流事業	毎年、友好都市（中国・北京市東城区、ギリシャ・レフカダ市）と新宿区の児童生徒の絵画・書道作品を集め、展示会を開催するとともに、海外の友好都市（中国・ギリシャ）へ作品を贈ります。	多文化共生推進課
○オリンピック教育推進事業	オリンピックなどのアスリートを招へいして、児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等を理解するとともにスポーツを通して、心身の調和的発達を遂げられるようにします。	教育指導課
【再掲】外国人英語教育指導員の配置	1-2-① 質の高い学校教育の推進 参照	教育支援課

目標2 健やかな子育てを応援します

2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援

(P36)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。
・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。

事業名	主な事業内容	担当課
○母親・両親学級等の開催	母親・父親になる人に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として実施しています。	保健センター
○はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦とおおむね3~4か月児までの子を持つ母親を対象に、心理職等による講話、助産師・保健師による相談、グループで情報交換等を行います。	保健センター
○妊婦への相談支援	[ハイリスク妊婦等要支援者への支援の充実] ①妊娠届出書からハイリスク妊婦(10代及び40歳以上の妊娠・22週以降の妊娠届等)を把握し支援を行います。 ②母子健康手帳交付時に妊婦の生活習慣や心の健康状態を把握するための質問票を活用して支援します。	保健センター
妊産婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付します。	保健センター
○妊婦健康診査	妊産婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防のため、委託医療機関において、妊娠中の健康診断を行います。	健康推進課
○妊婦歯科健康診査	妊娠中に歯科健康診査を実施し、歯科疾患の早期発見・早期治療及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康維持・増進を図ります。	健康推進課
妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等により、入院加療を必要とする妊産婦に対して、公費による医療の給付を行います。	健康推進課
助産施設への入所	保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦に対して、出産費を公費で負担します。	子育て支援課

2-2 子どもの健やかな成長のために

2-2-1 乳幼児の健やかな発達支援

(P38)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。
・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。

事業名	主な事業内容	担当課
○親と子の相談室	3~4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び乳幼児虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行います。	東新宿保健センター
○子育て世代のストレスマネジメント講習会	子育ての不安・ストレスなどと上手に付き合えるよう、はじめまして赤ちゃん応援事業(妊婦とおおむね4か月児までの乳児を持つ母親を対象とした事業)において、ストレス対処法について心理職によるミニ講座を行い、同内容のリーフレットを配布します。	保健センター

事業名	主な事業内容	担当課
○オリーブの会 (MCG) MCG: Mother and Child Group	育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループです。専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図ります。	東新宿保健センター
○歯から始める子育て支援体制の構築	子どもと子育て中の保護者の歯科保健を支えるため、区内歯科医療機関従事者や保育士等の子育て支援専門職をデンタルサポーターとして養成します。 また、3歳児から6歳児までを対象に、身近な歯科医療機関での歯と口の健康チェックと保健指導、無料のフッ化物歯面塗布事業を行っています。	健康推進課
歯科衛生相談	歯科医師及び歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防及び口腔機能に関する相談や歯みがき指導を、「はじめて歯科相談(1歳児)」、「にこここ歯科相談(2歳児)」等の相談日を設け実施しています。	保健センター
○乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査(3~4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児)、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的にいきます。	健康推進課 保健センター
産婦健康相談	産後の健康や授乳相談及び育児不安の解消のため、3~4か月児健診時にあわせて、助産師による健康相談や保健師、栄養士による保健・栄養相談歯科衛生士による歯科相談を行っています。	保健センター
○すくすく赤ちゃん訪問	0か月~生後4か月までの乳児を対象に助産師、保健師、看護師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導します。 また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげます。	健康推進課 保健センター
未熟児、発育・発達の支援を要する子への対応	未熟児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽減や発達・発育の支援を要する子の早期対応を行い、養育及び子育ての支援を充実していきます。	保健センター
○すこやか子ども発達相談	多動や自閉傾向など発達上の心配がある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、病気の早期発見や療育の相談を行います。	牛込保健センター
○育児相談・育児グループ・育児講演会	乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施します。 また、双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施します。 さらに、子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催します。	保健センター
○家庭における乳幼児事故防止対策	乳幼児の不慮の事故を防ぐため、事故防止に関する講演会の開催及び母子保健事業実施時に事故防止の普及啓発を行います。	保健センター
○子どもに関する医療情報の提供	家庭において安心して子どもの健康を守れるよう、子どもによくある症状や病気の対処方法や医療機関情報などについて情報提供をするとともに、学習の機会を設けます。	保健センター
ぜん息予防アレルギー相談	15歳未満の子どもの対象に、ぜん息やアトピー症状等について、小児科医師が診察・相談に応じるほか、栄養相談、住環境相談等を行い、疾病の予防と健康の回復・増進を図ります。	健康推進課
予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施します。	保健予防課

事業名	主な事業内容	担当課
【再掲】はじめまして赤ちゃん応援事業	2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援 参照	保健センター
【再掲】妊産婦乳幼児保健指導	2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援 参照	保健センター

2-2-② 学童期から思春期までの健康づくり

(P42)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
小・中学生への喫煙防止に関する普及啓発事業	小・中学生に対する講演会の開催などを通じ、喫煙の害についての普及啓発を図ります。	健康推進課
○思春期保健出張健康教育	学校や施設からの要望に応じ、保健所や保健センターの専門職が、たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・命の大切さなど、学齢期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施します。	保健予防課 保健センター
○10代のこころの健康に関する普及啓発事業	思春期にこころの不調が長引くと、不登校やひきこもり、こころの病気につながる場合があります。周囲が早い段階で気づき適切な支援につなぐために、また、悩んでいる本人が周囲にSOSを発することができるよう、普及啓発の強化を図っています。	保健予防課 保健センター
○学校での基礎体力向上への取り組み	区立学校における体育の授業や部活動の指導を強化できるよう、学生ボランティア、スクールスタッフ、区内体育協会の指導者等の人材バンク登録者を活用します。 また、区立学校では、「スポーツギネス新宿」を実施するとともに、体力テストを区立学校・幼稚園で行うなど、子どもの基礎体力向上に取り組みます。	教育指導課
○小児生活習慣病予防健診	子どもたちに適切な食生活や運動の習慣を身につけさせるため、区立学校において予防健診を実施し、小児生活習慣病を早期に発見し、栄養指導・運動指導等の対策を講じます。	学校運営課
○セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施	警察や薬剤師などの専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施します。	教育指導課
【再掲】小・中学校へのスクールカウンセラーの派遣<教育センター>	1-1-② すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利 参照	教育支援課
【再掲】女性の健康支援	5-2 男女がともに自分らしく生きるために 参照	女性の健康支援センター (四谷保健センター内)

目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

3-1 子育て支援サービスの総合的な展開

3-1-1-① 子育て支援サービスの充実

(P45)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。

事業名	主な事業内容	担当課
○一時保育の充実	緊急の事情（出産・病気等）や育児疲れの解消等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になった時に、保育施設・子ども園では生後6か月から就学前の子どもを対象に一時保育を実施し、在宅で子育てしている家族を支援します。 保育園・子ども園の開設や改修の際、専用室の整備が可能な場合は専用室型一時保育を充実させていきます。	保育園子ども園課
区立認可保育園・こども園の管理運営	保護者の就労や疾病により家庭で保育できないなど、一定の要件を満たす場合に子どもを預かる保育園と、保育園と幼稚園の機能を持つ子ども園では、就学前の子どもの成長と発達を見据えた一貫した教育・保育を行うとともに、延長保育や障害児保育、利用者支援事業などにより、地域すべての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ります。	保育園子ども園課
保育所への保育委託（私立認可保育園）	保護者の就労や疾病により家庭で保育を受けることが困難であると区から認定を受けた子どものうち、私立認可保育園に入所している就学前の子どもを費用を支弁します。	保育園子ども園課
認定こども園等への施設型給付等（私立認定こども園・幼稚園・保育園）	教育と保育を一体的に行う認定こども園や幼稚園、保育園など、教育・保育施設を利用する就学前の子どもに対し、その費用を施設型給付等により施設を通じて給付します。	保育園子ども園課
○ファミリーサポート事業	子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（利用会員）を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営しています。平成23年度からは病児・病後児の預り事業も行っています。	子育て支援課
母子生活支援施設におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図ります。	子育て支援課
○ひろば型一時保育の充実	身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。 対象は生後6か月から小学校就学前まで、一回の利用は4時間以内とします。	子ども総合センター
○子どもショートステイ	病気、出産、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができない時に、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります。（利用対象は0歳～小学生までの子ども）	子ども総合センター
障害幼児一時保育 〈子ども総合センター〉	一時的に保育が必要な時、心身の障害や発達に心配のある子どもを預かります。3歳児以上就学前の子どもが対象です。事前に登録が必要で、1ヶ月の利用は2日までです。	子ども総合センター
○子ども総合センターの運営	区の総合的な子育て支援施設として、子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、各種のサービスを提供します。	子ども総合センター

事業名	主な事業内容	担当課
○子ども家庭支援センターの運営	子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、虐待防止の取組みを含めた要保護児童支援の仕組みを充実させていきます。	子ども総合センター
○子育て支援コーディネート体制の充実	児童福祉・ソーシャルワーク・子育て支援・地域福祉等に関する講座の受講や自主研究を通じて、区職員のコーディネート能力の向上を図ります。	子ども総合センター
子育て訪問相談事業	豊富な経験に基づく保育実務経験者による訪問相談を行います。	子ども総合センター
育児支援家庭訪問事業（産後支援）	家庭訪問・育児援助・家事援助等を組み合わせ、産後支援を行います。	子ども総合センター
家庭訪問型子育てボランティア推進事業	未就学児（6歳以下）がいる家庭に、一定の研修を受けたホームビジター（ボランティア）が、週1回2時間程度、4～6回無償で訪問します。訪問先では「傾聴」（話を聞き）・「協働」（一緒に何かをする）等の活動を行うことにより、訪問した家庭（親）が心の安定を取り戻し、地域へと踏み出して他の支援や人々と繋がるきっかけづくりを応援します。	子ども総合センター
子どもと家庭に対する身近な相談	区の各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する相談に対応します。 相談内容によって適切な相談機関につなげていきます。	関係各課
○乳幼児親子の居場所づくり	子ども総合センター、子ども家庭支援センター、NPO法人ゆったりーの、区立保育園、子ども園、児童館では、乳幼児親子が優先して集えるスペースを確保し、「居場所づくり」「仲間づくり」を支援するほか、親子で参加できる行事等を行っています。	関連各課
○地域子育て支援事業	子ども総合センター・子ども家庭支援センター・地域子育て支援センターにおいて、相談事業、専門機関や民間活動グループ等との連携、相談機関相互の連絡調整、乳幼児の居場所づくり等、子どもと家庭への総合的な支援を実施します。	子ども総合センター
○幼稚園子育て支援事業の実施	区立幼稚園では、子ども家庭支援センターや児童館、子ども総合センター等多くの施設と連携し、地域の子育て支援のニーズを踏まえながら、未就園児の親子への遊び場開放や子育て相談など、子育て支援事業を実施していきます。西戸山幼稚園では「つどいのへや」を開設し、週4日間、子育て支援事業を行います。	学校運営課
○キッズページの運営	区公式ホームページ内において、キッズページを運営します。子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供し、区政参画意識を育てていきます。	区政情報課
○まちの子育てバリアフリーの推進	子どもを連れて人へ配慮した取組みを行う区内の商店、飲食店などを子育て応援ショップとして登録し、ステッカーの交付や店舗等のPRを通じ、親子での外出や、子育てしやすいまちづくりを促進します。	子ども家庭課
子育て情報ガイドの発行	子育て支援に関する情報をまとめた冊子を作成し、関係機関窓口で配付するとともに、母子健康手帳交付時に、対象家庭に配付します。	子ども家庭課
小・中学校のホームページの充実	学校ごとに開設した特色あるホームページを充実させ、学校の情報を地域に提供するほか、他校との交流を深め、情報教育を推進します。	教育支援課

事業名	主な事業内容	担当課
こどもホームページの充実	新宿区立図書館ホームページの「こどもページ」で本の紹介や行事のお知らせ、おすすめの本の紹介をしています。これからも内容の見直しや工夫をして、「こどもページ」の充実を図ります。	中央図書館
【再掲】心身障害者への助成・在宅重度心身障害者への助成(紙おむつ等支給、巡回入浴サービス等)	1-2-2 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援 参照	障害者福祉課
【再掲】育児相談・育児グループ・育児講演会	2-2-1 乳幼児の健やかな発達支援 参照	保健センター
【再掲】親と子の相談室	2-2-1 乳幼児の健やかな発達支援 参照	東新宿保健センター
【再掲】オリープの会(MCG) MCG:Mother and Child Group	2-2-1 乳幼児の健やかな発達支援 参照	東新宿保健センター
【再掲】悩みごと相談室	5-2 男女がともに自分らしく生きるために参照	男女共同参画課

3-1-2 経済的な支援

(P53)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○児童手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、15歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に手当を支給します。	子育て支援課
○児童育成手当(育成手当・障害手当)	[育成手当]:「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。 [障害手当]:「20歳未満で愛の手帳1~3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給します。	子育て支援課
○児童扶養手当	「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定の障害のある場合は、20歳未満)で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人(平成22年8月から父子家庭の父も対象となった)に支給します。	子育て支援課
○特別児童扶養手当	「20歳未満で、愛の手帳1~3度程度、身体障害者手帳1~3級・4級(一部)程度、日常生活に著しい制限を受ける疾病等を有する児童」を養育している人に支給します。	子育て支援課
○子ども医療費助成	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	子育て支援課
誕生祝い品の支給	新たな子どもの誕生を祝い、出産された方と家族に祝意を表すために、誕生祝品(木工製品、絵本ガイドブック)を支給します。	子育て支援課
母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもを育てている母子家庭等が、事業開始、住宅改修、就学、就職などで資金が必要となった場合に貸付けを行います。	子育て支援課

事業名	主な事業内容	担当課
○ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成します。	子育て支援課
○第3子目以降の保育料無料化	保育に欠ける就学前の児童3人以上を保育園等に預けている場合の保育料軽減策として、保育料の負担は2人までとし、それ以外は公費負担とします。	保育園子ども園課
子ども園の保護者の負担軽減	子ども園児の保護者の経済的負担を軽減させるため、対象基準に該当する場合に保育料等を免除します。	保育園子ども園課
○区立幼稚園保護者の負担軽減	一定所得以下の保護者について保育料を無料とするとともに、所得の多寡にかかわらず小学3年生以下の兄弟がいる園児を扶養する世帯の保育料を軽減します。	学校運営課
○私立幼稚園保護者の負担軽減	私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、入園料補助金、保育料補助金、就園奨励費を、各々の対象基準に該当する場合に支給します。	学校運営課
奨学資金の貸付	高等学校等に在学し、又は入学する者のうち、成績優秀であり、かつ経済的理由により修学困難な生徒に対して、修学に必要な資金の一部の貸付を行います。	教育調整課
就学援助	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助します。	学校運営課
外国人学校児童・生徒保護者補助金	経済的理由により就学困難な外国人学校の児童・生徒の保護者に補助金を支給します。（所得制限あり）	多文化共生推進課
島田育英基金	基金の運用益金を、学業優秀な区内在住中学生が高等学校等へ進学する際、育英基金として支給します。	総務課
学童クラブの利用料の減額	生活保護受給世帯や当該年度住民税非課税世帯等、一定の要件のある世帯の学童クラブの利用料を減額する制度です。	子ども総合センター
心身障害者医療費助成	重度心身障害者及び重度心身障害児（子ども医療費助成対象終了後）が、健康保険を使って診療を受けたときの自己負担分（全額又は一部）を助成します。（事業経費は全額東京都が負担し、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が一部の事務を実施）	障害者福祉課
心身障害者福祉手当	児童育成手当（障害手当）に該当しない障害児・障害者に支給します。（一定の要件有）	障害者福祉課
重度心身障害者手当	常時特別な介護を必要とする障害児・障害者に支給します。（一定の要件有）	障害者福祉課
障害児福祉手当	20歳未満で身体又は精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給します。（一定の要件有）	障害者福祉課
○母子生活支援施設における学習支援	入居中及び退所後の小中高生、その他地域に住んでいるひとり親家庭の中高生を対象に、学習支援を実施します。	子育て支援課
○生活保護受給世帯の小中学生等への地域生活自立支援	生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等への業務委託により実施します。	生活福祉課 保護担当課
○生活保護受給世帯の小中学生への学習環境整備支援	生活保護受給世帯の小中学生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。	生活福祉課 保護担当課

事業名	主な事業内容	担当課
○生活困窮世帯の中学生等への学習支援	生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。 さらに、この事業の支援を受けて高校に進学した者に対し、高校に進学した年の8月31日まで高校生活の定着支援を行います。	生活福祉課 保護担当課
養育医療の助成	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。	健康推進課
育成医療の助成	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。	健康推進課
大気汚染医療費の助成 ※平成27年度制度改正があります。	大気汚染による気管支ぜん息等4疾病の医療を受けた場合に、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。 4疾病：気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺きしゅ（一定の要件有）	健康推進課
小児慢性疾患の医療費助成	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療に係る医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。（全部又は一部）	保健予防課 保健センター
特殊疾病の医療費助成	国・都が指定する特殊疾病の治療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。（全部又は一部）	保健予防課 保健センター
【再掲】妊婦健康診査	2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援 参照	健康推進課
【再掲】妊娠高血圧症候群等医療費助成	2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援 参照	健康推進課
【再掲】妊産婦乳幼児保健指導	2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援 参照	保健センター
【再掲】助産施設への入所	2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援 参照	子育て支援課

3-2 就学前の教育・保育環境の充実

3-2-1 保育所待機児童の解消

(P56)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。

事業名	主な事業内容	担当課
○私立認可保育所の整備	子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所を中心とした保育施設の整備を着実に進めることにより、保育受入れ枠の拡大を図り、地域の保育需要に応えていきます。	子ども家庭課
○認証保育所への支援	様々な就労形態やライフスタイルに合った保育需要に応えていくために、近年整備を進めてきた認証保育所については、引き続き支援を行うとともに、施設の状況や意向等を確認し、状況に応じて、認可保育所への移行を支援していきます。	子ども家庭課

事業名	主な事業内容	担当課
○保育園・幼稚園の子ども園への一元化	<p>保護者の就労の有無にかかわらず、0歳から小学校就学前までの子どもに対し、その成長と発達に応じた教育・保育を一体的に行うとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図るため、保育園と幼稚園の子ども園への一元化を推進します。</p> <p>地域の保育需要や地域事情、地域バランス等を考慮し、計画的に整備していきます。</p> <p>子ども園を、多様なスタイル、民間の活用など多様な手法により整備することで、教育・保育環境のさらなる充実を図るとともに、保育園入所待機児童の解消や保護者のニーズに即した保育サービスの提供を目指します。</p>	子ども家庭課
○家庭的保育事業・小規模保育事業	<p>家庭的雰囲気で行う家庭的保育事業、学校施設や民間賃貸物件を活用した保育ルーム等、子ども・子育て支援新制度に対応した地域型保育事業等の充実を図り、特に保育ニーズの高い0歳から2歳児の保育受入れ枠を拡大し、多様な保育ニーズに対応していきます。</p>	子ども家庭課 保育園子ども園課
保育ルーム事業	<p>小学校舎及び幼稚園舎や民間賃貸物件を活用し、子ども・子育て支援新制度に対応した地域型保育事業等の充実を図ります。</p>	保育園子ども園課

3-2-② 保育サービスの充実と質の確保

(P58)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。

事業名	主な事業内容	担当課
○特別保育サービスの充実【延長、年末、休日、病児・病後児等】	<p>就労機会の増大、価値観やライフスタイルの変化に合わせて、保護者のニーズに機動的に答え、地域バランスも考慮して、多様で多角的な保育環境を整備します。延長保育、休日保育、病児・病後児保育の充実を図っていきます。</p>	保育園子ども園課
定期利用保育の実施	<p>パートタイム勤務などの短時間就労等で複数月継続して保育が必要な場合に、生後6か月から就学前の子どもを対象に、専用室型一時保育と合わせて実施します。</p>	保育園子ども園課
○各種研修の充実	<p>保育園等において、理論・実技・障害児等保育に関わる専門研修を通し、専門職としての知識を高めます。</p> <p>さらに、テーマや職種別OJT研修、相談事務等に対応するスキルを身につけ、保育の質の向上を図ります。</p>	保育園子ども園課
○指導検査	<p>認可保育所や認証保育所など保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を目的に、福祉諸法をはじめ労働基準法、消防法などの法令に照らし、設備及び運営に関する基準等の適合状況について検査し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講じます。</p>	保育園子ども園課
保育園・子ども園におけるサービス評価の実施	<p>利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図ります。</p>	保育園子ども園課

3-2-③ 幼児教育環境の充実

(P60)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。

事業名	主な事業内容	担当課
○就学前教育合同研修等の充実	区と教育委員会が研修の内容について協議、協力しながら、年度内に8回実施します。 区内の公私立保育園・子ども園の保育士・教諭及び区立幼稚園の教諭等を対象に専門分野の外部講師を招聘し、情報交換等の交流をしながら保育の質の向上に向けた研修を行います。	教育指導課 保育園子ども園課
○時代の変化に応じた教育環境づくりの推進（区立幼稚園のあり方の見直し）	良好な幼児教育環境を実現するため、区民ニーズを踏まえ、幼稚園教育における公立園の役割と今後担うべき役割について検討を行います。	学校運営課
○私立幼稚園預かり保育推進事業	私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、預かり保育時間の延長、休業期の実施など子育て支援事業の充実を図ります。	学校運営課
○子ども園における預かり保育の充実	教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象に行う教育活動を、子ども園で実施します。	保育園子ども園課
【再掲】区立幼稚園保護者の負担軽減	3-1-② 経済的な支援 参照	学校運営課
【再掲】私立幼稚園保護者の負担軽減	3-1-② 経済的な支援 参照	学校運営課
【再掲】保育園・幼稚園の子ども園への一元化	3-1-② 経済的な支援 参照	子ども家庭課

3-3 放課後の子どもの居場所の充実

3-3-① 学童クラブの充実と質の確保

(P62)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

・表中の網掛けは子ども・子育て支援事業に該当する事業です。

事業名	主な事業内容	担当課
○学童クラブの充実	通常時の平日午後6時以降や小学校の長期休業中の午前9時以前の保育需要に応えるため、区立学童クラブ全所で児童指導業務委託を導入し、延長利用を実施します。	子ども総合センター
○各種研修の充実	日常活動のスキルアップにつながる研修（児童館実技研修）、配慮が必要な児童への対応（障害児研修）、保護者対応の研修等を実施します。 その他、他館の学童クラブの運営を体験する（体験研修）も行います。	子ども総合センター
○巡回指導（障害児） ＜学童クラブ＞	年間2回以上、専門家よりアドバイスをもらう巡回指導を行い、日常活動に活かします。	子ども総合センター

3-3-2 児童館・放課後子どもひろば等の充実

(P64)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○児童館における指定管理者制度の活用	児童館に併設されていることぶき館の機能転換の機会や地域バランスを考慮の上、児童館への指定管理者制度導入をしています。 なお、子ども家庭支援センターは区の直営とします。	子ども総合センター
○中高生にとっての魅力ある居場所づくり	児童館等での中高生タイムの実施や、子ども家庭支援センター施設を有効活用し、中高生の居場所を拡充します。	子ども総合センター
○放課後子どもひろばの拡充	余裕教室等学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。	子ども総合センター
学童クラブと、放課後子どもひろばの一体的運営	放課後子ども総合プランに基づき両事業の一体的な運営または連携による事業実施を行います。	子ども総合センター
放課後子どもひろば事業の実施 〈新宿養護学校〉	平成26年度より新宿養護学校で放課後子どもひろば事業を実施しています。	子ども総合センター 教育支援課
○児童福祉法に基づく放課後等サービス	心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を進める支援を継続的に行います。 区内では7か所で実施しています。	障害者福祉課
○障害児等タイムケア事業	小学校・中学校・高校生の障害児について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供します。	障害者福祉課

3-4 特に配慮が必要な子どもと家族のために

(P67)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○保育園等における障害児保育	保育園や子ども園で中軽度で集団保育が可能な障害児を保育します。 また、障害児を持つ保護者に対する支援を進めます。	保育園子ども園課
○幼稚園における障害児保育	幼稚園で集団保育が可能な障害児を保育します。安全の確保と教育的効果の向上を図るため、必要に応じて介護員を配置します。	学校運営課
○学童クラブにおける障害児保育	学童クラブで集団生活が可能な障害児等の利用を受け入れ、適切な指導や必要な支援を行います。	子ども総合センター
○補装具費の支給	障害のある子どもの保護者に対し、補装具の購入・修理費用について支給します。	障害者福祉課
○日常生活用具の給付	介護訓練、自立生活、在宅療養、情報・意思疎通、排泄管理という5種類があり、在宅の障害児者に給付します。	障害者福祉課
○住宅設備改善	在宅の重度の障害児者の住宅設備を事前の申請により改善します。	障害者福祉課
○中等度難聴児発達支援事業	障害者福祉制度対象外の中等度難聴児に対し、言語の習得を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	障害者福祉課
○障害児者のための居宅介護（ホームヘルプサービス）	障害のある子どもに対して、自宅での入浴や排泄、食事等の介助、調理や掃除等の家事援助、通院等介助を行います。 障害のある保護者が、育児に支援を必要とする場合、支援の対象になることがあります。	障害者福祉課

事業名	主な事業内容	担当課
○障害児者のための短期入所（ショートステイ）	家族が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 小学生以上の子どもは新宿生活実習所、中学生以上はあゆみの家で受け入れます。 重症心身障害児者は区外の医療機関併設の専門施設で対応します。	障害者福祉課
在宅医療相談窓口	区民又は関係機関から医療を中心とした相談を受け、在宅療養に必要な医療、看護などの支援や調整を行います。	健康推進課
【再掲】在宅児等訪問支援く子ども総合センター>	1-2-2 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援 参照	子ども総合センター
【再掲】巡回指導・相談体制の構築	1-2-2 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援 参照	教育支援課

3-5 ひとり親家庭への支援

(P71)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○自立支援促進事業（ひとり親家庭福祉）	ひとり親家庭に対して、きめ細かな就労支援を展開するため、自立支援プログラム策定員を配置し、個々の状況に応じて自立支援計画を策定し、就労を支援します。	子育て支援課
母子・父子自立支援員の活動	ひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言を行います。	子育て支援課
母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、生活上のいろいろな問題を抱えている場合、母子を保護し、自立に向けて支援します。	子育て支援課
○母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	就職に有利となり生活の安定に資する国家資格等の取得に係る養成訓練（2年以上）において、受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給します。	子育て支援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	就労を促進するため、指定訓練講座の受講を修了した時に、受講料の40%相当額を支給します。	子育て支援課
○ひとり親家庭への家事援助者雇用費助成	義務教育修了前（中学生の場合はひとり親になって6か月以内の家庭）の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は子どもが一時的な疾病などにより日常生活に支障をきたしたとき、家事援助者を雇う費用を助成します。	子育て支援課
ひとり親家庭休養ホーム	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭のレクリエーションと休養のため、区で指定した施設を無料又は低額な料金で利用できる制度です。	子育て支援課
寡婦（寡夫）控除等のみなし適用	婚姻歴のないひとり親家庭に対し、保育園、子ども園、幼稚園の保育料、学童クラブの利用料等について、寡婦（寡夫）控除等をみなし適用し、負担軽減を図ります。	関係各課

3-6 外国につながる家庭、子どものために

(P73)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○外国にルーツを持つ子どものサポート	外国にルーツを持つ子どもの日本語学習・教科学習を支援するための日本語教室を運営するほか、子どもたちが学校や地域で健やかに成長するため、庁内連携して具体的な施策を検討し、サポート事業を実施していきます。	多文化共生推進課

事業名	主な事業内容	担当課
○日本語学習への支援	外国人の子どもは日本語が十分でないため教科学習が遅れがちな場合があります。 夏休み、春休みの日本語教室や親と子の日本語教室等の学習支援を実施します。	多文化共生推進課
○外国語版生活情報紙の発行	外国人向けに8種類の目的別の生活ガイドを作成、配布し、毎年掲載情報の更新を行います。	多文化共生推進課
新宿生活スタートブックの発行	来日間もない外国人に対し、日本の基本的な生活ルール、生活習慣を中心に紹介するとともに、区役所での手続きなどの案内を掲載した冊子を作成し、住民登録事務手続きの際などに配布します。	多文化共生推進課
外国語版生活情報ホームページの作成	外国人向けの生活情報ホームページを作成します。	多文化共生推進課
外国語版「子育てサービスガイド」の発行	子育て情報誌の外国語版を作成し配布します。	子ども家庭課
○保育園児等への日本語サポート	外国等から転入した入所児童で、日本語のサポートが必要な4、5歳児を対象に日本語指導を行います。 また、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との面談や保護者会に通訳者を派遣します。	保育園子ども園課
○日本語サポート指導	区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒などが日本語の授業を理解できるように、日本語適応指導員による日本語サポート指導を行います。 教育センター又は分室における通所指導とともに、必要に応じて学校へ日本語適応指導員を派遣して、取り出し指導を行います。 さらに、希望者には放課後に日本語学習支援員を派遣し、日本語や教科の学習を支援します。	教育支援課
○日本語学級の運営	日本語の習得が十分でない外国籍等の子どもに対する学習言語としての日本語指導を目的として、大久保小学校と新宿中学校に日本語学級を設置し運営しています。 中学校日本語学級には「センター的機能」を位置づけ、指導方法や進路等に関する情報提供などにより区内の他の学校の取り組みを支援しています。	教育支援課 学校運営課
多言語による就学案内と進路予定アンケートの実施	区内居住の外国籍の子どものうち、翌年度小学校へ就学する年齢の子ども保護者及び中学校へ就学する年齢で区内小学校に在籍しない子ども保護者に対し、多言語の就学に対する案内書を、8月中旬に郵送等で周知します。 同様に進路予定に関するアンケートも行い、小学校へ就学する年齢の子ども保護者へは8月中旬、中学校へ就学する年齢で区内小学校に在籍しない子ども保護者へは12月中旬に郵送します。	学校運営課
【再掲】外国人英語教育指導員の配置	1-2-① 質の高い学校教育の推進 参照	教育支援課

目標４ 安心できる子育て環境をつくります

4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり

(P75)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
スポーツ推進委員の活動	区民へのスポーツ実技指導・スポーツ活動に関する組織の育成・学校や行政機関の実施するスポーツ事業への協力等を行います。	生涯学習コミュニティ課
「四谷ひろば」の維持管理	地域住民主体の運営協議会が管理運営する「四谷ひろば」を施設の維持管理面で支援します。	四谷特別出張所
○家庭・地域の教育力との連携（子育てメッセ）	区内で子育てに関する活動を行う地域団体の取組み、発表や交流、情報交換の場として「新宿子育てメッセ」を開催します。家庭と地域の教育力向上のため、各地域団体や家庭との連携により子育てを支えあえる環境作りを目指します。	子育て支援課
思春期の子育て支援事業	思春期の子育てを支えることを目的に、思春期の子どもを持つ保護者、これから思春期を迎える子どもを持つ保護者を主な対象として連続講座やシンポジウムを開催します。	子育て支援課
青少年活動推進委員の活動	次代の社会を担う自立した青少年の育成を目的として委嘱した、青少年活動推進委員により、様々な体験活動を実施しています。青少年の主体性を養い、家庭や地域の大人たちの教育力向上支援や、青少年を取り巻く環境づくりを行います。	子育て支援課
地区青少年育成委員会活動への支援	区民の自主的な活動として、地区青少年育成委員会が行う、青少年の健全育成を図ることを目的とした様々な事業に対する支援等を行っています。地区青少年育成委員会は特別出張所を単位として作られ、地域の実情に即した活動を展開しています。	子育て支援課 特別出張所
社会を明るくする運動	青少年の非行防止と、非行に陥った人たちの更生・援助のための地域活動について広く理解を得るため、法務省の主唱で全国的に実施しており、区では7月～8月を強調期間として、各団体が運動を展開しています。	子育て支援課
子育て仲間づくり事業	子育て仲間づくりを支援するサポーターを育成し、地域の子育て力の向上を図ります。	子ども総合センター
○北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの）	区の空き施設を利用したNPO等区民グループの自主的な子育て支援事業を実施します。	子ども総合センター
○保育園・子ども園地域交流事業	在宅で子育てをしている保護者が在園児や保護者とふれあう場を提供します。 また、ベビーマッサージや食育講座など、子育ての不安感を解消するための講座も開催しています。	保育園子ども園課
○地域の子育て支援力の向上支援	子育て支援に興味のある区民を対象にワークショップを実施し、子育て支援者の拡大を図る子育て支援者養成事業を実施します。	子ども総合センター
児童館自主事業運営委員会の活動	児童館において区民による自主事業を行い、子ども同士や高齢者等の交流を図ります。	子ども総合センター
○落合三世代交流事業	西落合児童館内に、区民との協働により、幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として「落合三世代交流サロン」を開設しています。事業運営は区民有志からなる「落合三世代交流を育てる会」に委託しています。	子育て支援課

事業名	主な事業内容	担当課
市街地再開発事業における子育て支援施設の誘導	市街地再開発事業においては、地域特性等や、プロジェクトの特性に配慮した上で、保育所等の子育て支援関連施設の設置を誘導し、安全で快適に住み続けられるまちづくりを実現します。	地域整備課
家庭の教育力向上支援	従来より実施している「家庭教育学級・講座」と、「PTA研修会」の開催について継続して行います。 また、「入学前プログラム」事業では、入学前の保護者が集まる保護者会等の機会を活用し、学校との連携による子どもの仲間づくりプログラムや、入学を機に保護者としての意識を再認識するためのワークショップ、親子のコミュニケーションをテーマとしたプログラム等を実施し、家庭の教育力向上を支援し、子どもと親と学校の良好な関係を作ります。 さらに、「保護者会等を活用した家庭教育事業」や「家庭教育ワークシート」の作成など、多様な手法での家庭の教育力向上支援を目指します。	教育支援課
メンタルサポートボランティア	目白大学心理カウンセリング学科の学生及び大学院生のボランティアを小・中学校に配置し、児童生徒の相談相手や学習補助等を行い教育活動の補助をします。	教育支援課

4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

(P77)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○区有施設における子育てバリアフリーの推進	区有施設における授乳可能なスペース等の情報を区公式ホームページ等で公開するとともに、施設の新築や大規模改修等の際に、乳幼児親子が利用しやすい環境整備を促進します。	子ども家庭課
○交通バリアフリーの整備促進	交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区（高田馬場駅周辺地区・新宿駅周辺地区）の整備促進を図るとともに、重点整備地区以外の鉄道駅についても、エレベーター設置補助等によりバリアフリー化を推進していきます。	都市計画課
○ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進	平成22年度に策定したユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを普及・啓発し、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていきます。	都市計画課
○清潔できれいなトイレづくり	既設の公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改築します。	みどり公園課

4-3 もっと安全で安心なまちづくり

(P79)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○みんなで進める交通安全	[交通安全教室]：幼児期からの交通安全教育が重要であるので、保育園、幼稚園及び小学校に出向き、警察の指導による交通安全教室を実施します。また、小学生向けに正しい自転車の乗り方や点検の仕方について指導を行う自転車教室も実施します。さらに、平成23年度からは中学生向けにスタントマンを活用した自転車交通安全教室を実施しています。 [交通安全総点検]：毎年5～6校の通学路の交通安全総点検を計画的に実施していきます。	交通対策課

事業名	主な事業内容	担当課
○緊急避難場所「ピーポ 110 ばんのいえ」	子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーポ 110 ばんのいえ」の普及・啓発について、設置主体の警察と協力して推進します。	子育て支援課
○安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	平成 19 年 11 月から、しんじゅく安全・安心情報ネットにより不審者・事件の各情報についてのメール配信及び電子掲示板への掲出を開始しています。	危機管理課
安全教育の充実	小・中学校でのセーフティ教室に加え、小学校では地域安全マップづくり、中学校では普通救命講習等を実施するとともに、防犯啓発冊子「こんなときあなたはどうしますか?」や「大地震に備えて」の作成・配付を行います。	関係各課
新入学児童に対する交通安全対策	区立小学校 1 年生を対象に、交通安全意識啓発用として、ランドセルカバー、黄色い帽子を配付します。	教育支援課
子ども安全ボランティア活動の推進	子どもの安全確保のために、子どもの安全を見守るボランティア活動の推進を図り、防犯用品の配付等を行います。	教育支援課
小・中学生への防犯ブザーの配付	区立小・中学生に防犯ブザーを配付し安全教育に努めます。私立等の小・中学生には希望者に貸与します。	学校運営課
通学路における防犯カメラの設置	児童のより一層の安全確保を図るため、全区立小学校 29 校の通学路に、1 校につき 5 台程度、防犯カメラを設置していきます。	教育調整課
【再掲】情報モラル教育の推進	1-1-② すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利 参照	教育支援課

4-4 未来の子どもたちへの環境づくり

(P83)

※事業名に○印のある事業は、第 2 章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○環境学習情報センターの運営	環境保全意識の普及・啓発、環境情報の発信を行い、環境活動の交流の拠点となる施設を目指します。 また、区民、団体や事業者との協働で、地域とのつながりを重視した事業を展開します。	環境対策課
○地球温暖化対策の推進	区民一人ひとりの省エネルギーに対する意識向上を図り、身近な省エネ行動を始めるきっかけとなるよう、新宿工コ隊の登録数を増やし、みどりのカーテンの普及、新宿打ち水大作戦などの事業を実施します。	環境対策課
○環境学習・環境教育の推進	「環境教育ガイド」の活用等により、学校教育、生涯学習などの様々な場における環境学習・環境教育を推進します。	環境対策課 教育支援課
○アユが喜ぶ川づくり（神田川河川公園の整備）	アユ等の水生生物が生息できる水辺空間の創出を図ります。	みどり公園課
リサイクル活動センターの管理運営	ごみ減量及びリサイクル活動を推進し、資源循環型社会の形成に資する総合活動拠点として運営を行います。 環境学習や施設見学のプログラムを通じ、次代を担う子どもたちに対して、環境・リサイクル意識の醸成と啓発を図ります。	ごみ減量リサイクル課
区民住宅・特定住宅の管理運営	義務教育修了前の子を扶養する世帯で、所得が一定基準の区民に対し、区民住宅及び特定住宅を提供します。	住宅課
区営住宅の管理運営	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な使用料で区営住宅を提供します。区営住宅の種類には、一般向け・高齢者向け・障害者向け・ひとり親世帯向けなどがあります。	住宅課

事業名	主な事業内容	担当課
高齢者等入居支援	保証人が見つからず民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者、障害者及びひとり親世帯の入居を支援するため、協定保証会社等へあっ旋し、契約後に家賃等債務の保証料を助成します。	住宅課
住み替え居住継続支援	区内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の取り壊し等により立ち退きを求められている高齢者、障害者及びひとり親世帯に対して、転居後住宅の家賃と引越し費用の一部を助成します。	住宅課
〇子育てファミリー世帯居住支援	[転入助成]：義務教育修了前の子どもを扶養する世帯が、区外から区内の民間住宅に住み替える場合に、引越しにかかる費用と賃貸借契約に係る費用を助成します。 [転居助成]：区内に居住する義務教育修了前の子どもを扶養する世帯が、子の出生や成長に伴い区内の他の民間賃貸住宅に住み替える場合に、引越しに係る費用と転居前後の家賃の差額を2年間助成します。	住宅課
民間賃貸住宅家賃助成（子育てファミリー世帯向）	区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の児童を扶養している世帯に対し、家賃の一部を5年間助成します。	住宅課
ワンルームマンション条例の運用	一定規模以上のワンルームマンションに家族向け住戸の設置を義務づけることなどを内容とする「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」について、同条例に基づく申請・届出の審査を行います。	住宅課

目標5 社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します

5-1 ワーク・ライフ・バランスが実現できる取組みの推進

(P87)

※事業名に〇印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
〇ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	男女共同参画情報誌や区公式ホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行います。	男女共同参画課
〇ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	中小企業を中心とした区内企業のうち、育児休業制度が充実しているなど、子育て支援に積極的な企業を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し公表します。また、認定申請をした中小企業はワーク・ライフ・バランス企業応援資金の申し込みができます。	男女共同参画課
〇ワーク・ライフ・バランス企業応援資金	ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業向けの低利の融資を行います。 (対象企業は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画届出企業及び区が推進企業認定制度の申請書を受理した中小企業者)	産業振興課
育児ママの再就職準備講座	出産を理由に退職し、乳幼児の育児をしている女性を対象に、再就職のための準備について考える講座を実施します。	男女共同参画課

5-2 男女がともに自分らしく生きるために

(P89)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○配偶者等からの暴力の防止	配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催します。	男女共同参画課
○男女共同参画啓発講座	誰もがいきいきと自分らしく生きるため、男女共同参画啓発講座を通じて自分らしく生きるための意識向上を図るとともにリーダーとして活躍できる人材を育成します。また、若者の生き方も支援します。	男女共同参画課
○男性の育児・介護サポート企業応援事業	男性が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた取り組みを行っている企業をサポート企業として認定登録し、対象要件を満たした場合、奨励金を支給します。	男女共同参画課
○父親の育児参加の促進	男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進します。	男女共同参画課
○小学校高学年向け啓発誌の配付	小学校5年生を対象に、男女共同参画啓発誌を配付し、子育てを含めた男女共同参画社会を考える学習教材として活用します。	男女共同参画課
女性問題に関する相談機関連携会議	配偶者暴力等（DV）防止のために、関係する相談機関との連携を強化するとともに、事例研究を通して相談員相互の資質の向上と情報の共有化を図ります。	男女共同参画課
悩みごと相談室	ライフスタイルの変化や核家族化により多様化する悩みに対して、気軽に相談できるよう専門の職員が面接や電話で受け、問題の解決に向けて助言を行います。	男女共同参画課
女性の健康支援	女性が生涯を通じて健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、思春期から老年期までの女性を対象に、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談を実施します。また、乳がんのしこり体験や健康測定機器による健康チェック、図書やインターネット端末による情報収集などができる体験・測定・情報コーナーの運営等を行い、区民の女性のこころとからだの正しい知識の習得と健康づくりに対する支援をします。	女性の健康支援センター (四谷保健センター内)

5-3 若者支援の総合的な推進

(P95)

※事業名に○印のある事業は、第2章の「主な事業」に掲載しています。

事業名	主な事業内容	担当課
○若者のつどい	20代から30代の若者を中心に、若者同士の出会い・交流及び地域・行政とのつながりをテーマにイベントを開催し、若い人たちの元気と活力を発信するとともに、区の施策や事業への関心と理解を深めていきます。	男女共同参画課
○若者応援講座	若者を対象にした男女共同参画啓発及びエンパワーメントのための講座を開催します。	男女共同参画課
○障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援	新宿区勤労者・仕事支援センターでは、働く意欲はあるものの一般就労に結びつきにくい障害者、高齢者、若年非就業者等に対して、就労機会の提供を行うことにより、就労支援を実施しています。	消費者支援等担当課

事業名	主な事業内容	担当課
消費者教育の推進	「消費者市民社会」を実現するための知識と情報を取りまとめた中学生用消費者教育副読本を作成し、区立中学校の授業で消費者教育の推進を図ります。	消費者支援等担当課
○自殺総合対策	①ゲートキーパー養成講座の開催②自殺総合対策会議等を通じた地域における連携支援体制の強化③若者支援対策専門部会等を通じた若者支援の充実④「困りごと・悩みごと相談窓口一覧」や「こころの悩み相談」啓発用ポケットティッシュの配布などを通じた普及啓発の取り組みを行っています。	健康推進課
【再掲】子ども・若者総合相談窓口	1-1-② すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利 参照	子ども家庭課
【再掲】セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施	2-2-② 学童期から思春期までの健康づくり 参照	教育指導課
【再掲】落合三世代交流事業	4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり 参照	子育て支援課
【再掲】配偶者等からの暴力の防止	5-2 男女がともに自分らしく生きるために 参照	男女共同参画課

2. 新宿区次世代育成支援に関する調査の実施

次世代計画、事業計画の策定にあたっては、区民の子育て支援サービスの利用状況や、子どもや子育て家庭、若者の意識を把握するほか、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するため、平成 25 年度に「新宿区次世代育成支援に関する調査」を実施しました。

この調査は、調査票の発送・回収ともに郵送（回答は無記名）とし、対象は住民基本台帳に基づく年齢別に無作為抽出としました（同じ世帯が重複しないよう配慮）。

調査対象・回収率については、以下のとおりです。

対象者	調査数	回収数	回収率
①就学前児童保護者	2,500	1,337	53.5%
②小学生保護者	1,500	805	53.7%
③中学生保護者	300	152	50.7%
④中学生本人	300	120	40.0%
⑤青少年(15歳～17歳)	300	93	31.0%
⑥若者(18歳～39歳)	1,500	267	17.8%
合 計	6,400	2,774	43.3%

3. 地域説明会及びパブリック・コメント等の実施

区民の意見を聴くため計画素案の地域説明会及びパブリック・コメントを実施しました。

(1) 地域説明会

回	開催日	会場	参加者	備考
第1回	平成26年11月17日(月)	戸塚地域センター	44人	※地域説明会は「新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保健事業計画」と合同開催
第2回	平成26年11月19日(水)	大久保地域センター	22人	
第3回	平成26年11月21日(金)	柏木地域センター	18人	
第4回	平成26年11月24日(月)	落合第一地域センター	17人	
第5回	平成26年11月26日(水)	四谷地域センター	13人	
第6回	平成26年11月29日(土)	牛込筆筈地域センター	19人	
第7回	平成26年12月1日(月)	榎町地域センター	23人	
第8回	平成26年12月3日(水)	落合第二地域センター	18人	
第9回	平成26年12月9日(火)	若松地域センター	24人	
第10回	平成26年12月11日(木)	角筈地域センター	25人	
10か所 合計			223人	

(2) パブリック・コメントの実施

実施期間	意見提出件数	意見の提出方法
平成26年11月15日(土)から 平成26年12月15日(月)まで	434件	窓口への直接提出、郵便、ファクシミリ、電子メール又は新宿区ホームページの「ご意見専用フォーム」

※いただいたご意見の要旨及びそれに対する区の考え方は、子ども家庭課、広聴担当課各課、区公式ホームページで要旨を公表しています。

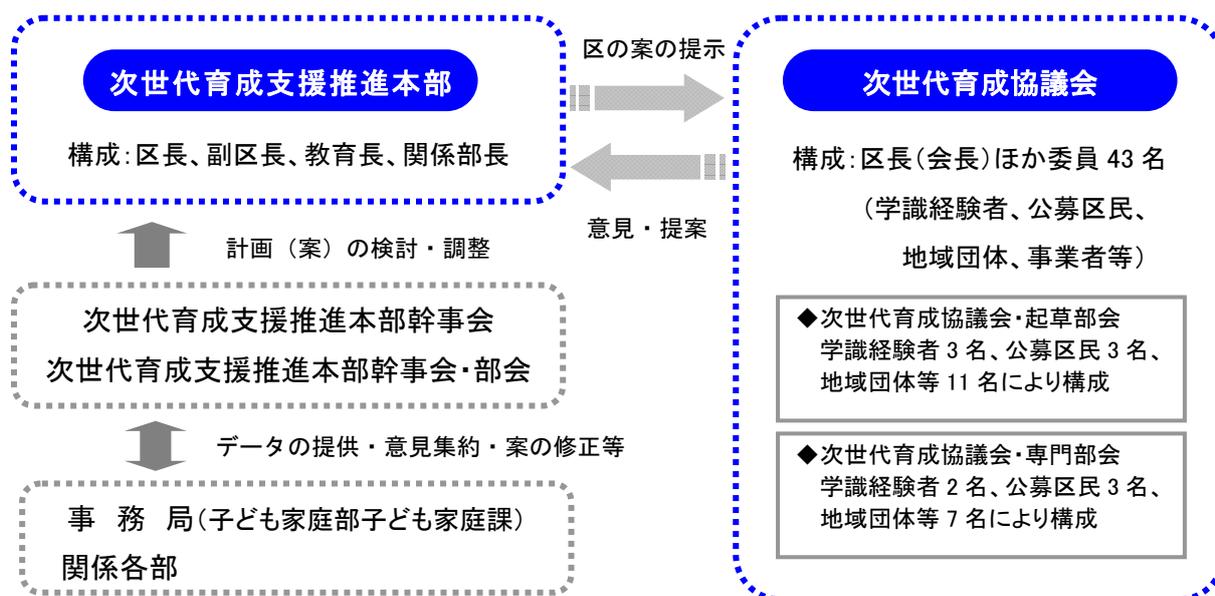
(3) 区政モニター会議での説明

実施期間	会場	参加者	方法
平成26年12月3日(水)	子ども総合センター	27人	区政モニター会議にて説明

4. 計画の策定経過と今後の執行体制

(1) 策定経過

次世代計画及び事業計画の策定にあたり、区長を本部長とする「新宿区次世代育成支援推進本部」や、区民・学識経験者・地域団体・事業者等からなる「新宿区次世代育成協議会」に設置した2つの部会により、第二期計画の進捗状況の把握・検証を行うとともに、第三期の計画（案）について検討・協議してきました。また、節目ごとに「新宿区次世代育成協議会」を開催し、部会の検討内容を踏まえた計画（案）について意見を伺ってきました。



開催日	次世代育成協議会	起草部会・専門部会	次世代育成支援推進本部会議
平成26年	4月30日		[第1回] ①平成26年4月の待機児童数について ②賃貸物件を活用した認可保育所の応募状況について ③待機児童解消緊急対策について
	5月23日	[第1回(起草部会)] ①次世代育成支援計画及び子ども・子育て育成支援事業計画の概要について [第1回(専門部会)] ①量の見込みの算出について	
	6月23日	[第2回(合同開催)] ①子ども・子育て支援事業計画(区の人口推計、量の見込み、地域子ども・子育て支援事業)について ②新制度において条例で定める基準案について ③次世代育成支援計画(骨子案)について	

開催日	次世代育成協議会	起草部会・専門部会	次世代育成支援推進本部会議
平成26年	7月18日		【第2回】 ①次世代育成支援事業の進捗状況について ②子ども・子育て関連3法に基づき区が定める基準について ③量の見込み及び整備区域の設定について ④次世代育成支援計画(骨子案)について
	7月24日		【第1回】 ①次世代育成支援事業の進捗状況について ②子ども・子育て関連3法に基づき区が定める基準について ③量の見込み及び整備区域の設定について ④次世代育成支援計画(骨子案)について
	9月4日		【第3回(専門部会)】 ①区の待機児童解消対策について ②量の見込みと確保方策について ③新制度に関する周知状況について
	9月16日		【第3回(起草部会)】 ①計画(素案)について
	10月15日		【第3回】 ①計画(素案)について ②学童クラブ及び放課後子どもひろば事業の拡充について ③平成27年度以降の保育施設整備について
	10月20日		【第2回】 ①計画(素案)について ②パブリック・コメント及び地域説明会の実施について
平成27年	2月9日		【第4回】 ①パブリック・コメント結果について ②計画(平成27年度～平成31年度)について ③平成27年度以降の保育施設整備について
	2月17日		【第3回】 ①パブリック・コメント結果について ②計画(平成27年度～平成31年度)について

(2) 今後の執行体制

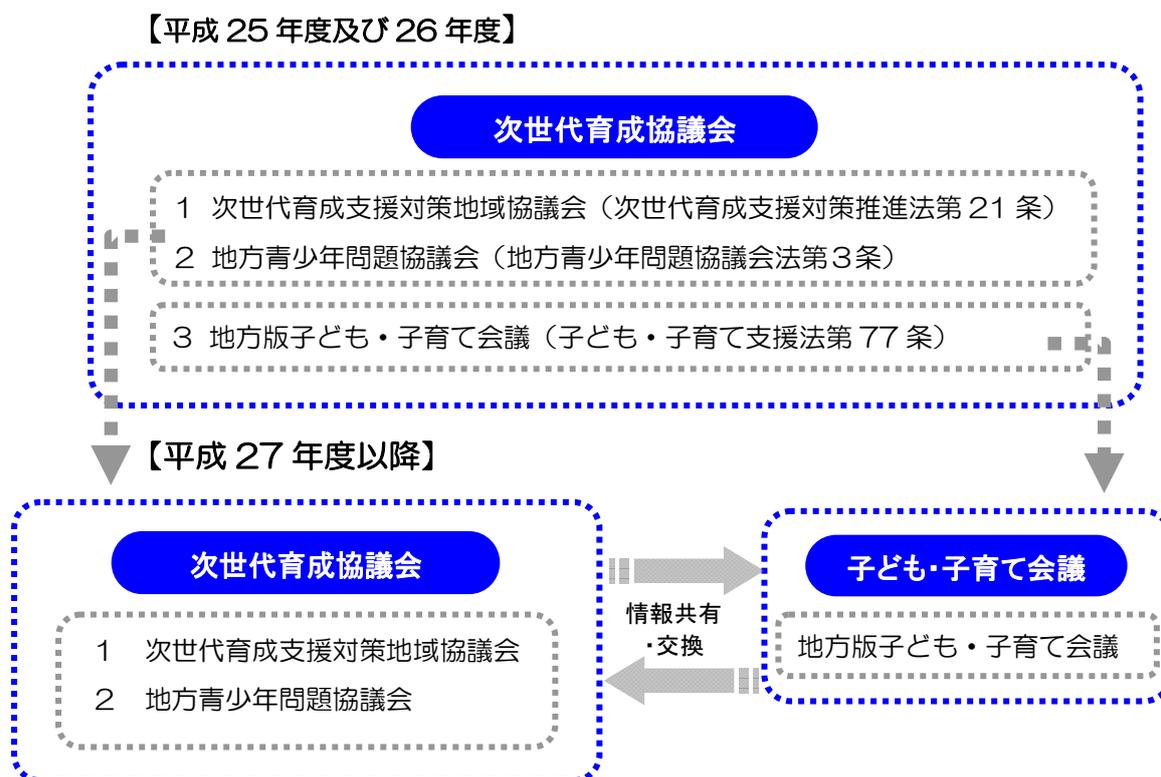
区では、平成 26 年度まで、新宿区次世代育成協議会を子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する「地方版子ども・子育て会議」として位置づけ、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたってきました。

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が始まることに伴い、同計画の進行管理や、子ども・子育て支援法に基づく保育事業者の「認可」「確認」などについて、より専門的な立場で検討していくことが必要なため、同協議会とは別の合議体として「子ども・子育て会議」を設置します。

なお、子ども・子育て会議は、条例に基づく区長の附属機関で、学識経験者、公募区民、子育て支援事業者、地域活動団体の委員（14 名）で構成します。

主な所掌事項は、次のとおりです。

- ① 子ども・子育て支援事業計画の進行管理、策定・変更
- ② 特定教育・保育施設の確認、利用定員の設定
- ③ 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育等）の認可・確認、利用定員の設定



(3) 点検・評価

各年度において、PDCA サイクルに基づき、行政評価や外部評価制度等により、各目標の主な事業についての評価を行い、計画の進捗状況の把握・検証を行うとともに、課題を的確に捉え、計画の見直しを図ります。

また、より有効な施策の推進を図るため、次世代育成協議会、子ども・子育て会議及び次世代育成支援推進本部を円滑に運営していきます。

なお、次世代育成協議会の資料や議事録は区公式ホームページに掲載しています。

5. 新宿区次世代育成協議会及び部会の構成

(1) 新宿区次世代育成協議会委員

(第五期:平成 25 年 6 月 23 日～平成 27 年 6 月 22 日) 敬称略

役職名	氏名	組織・団体等	備考
会長	吉住 健一	新宿区長	H26.11.24 から
副会長	福富 護	東京学芸大学名誉教授	
委員	増田 まゆみ	東京家政大学教授	
	上瀬 由美子	立正大学教授	
	西尾 順文	区民(公募)	
	田村 知子	区民(公募)	
	佐藤 妙	区民(公募)	
	福西 七重	商工会議所	
	須藤 雪江	連合新宿地区協議会	
	朝日 靖子	民生委員・児童委員協議会	
	野澤 秀雄	新宿区青少年団体連合会	
	青木 喜夫	区立小学校 PTA 連合会	
	福村 隆	区立中学校 PTA 協議会	
	藤原 佐喜子	しんじゅく女性団体会議	
	宮田 和夫	新宿区保護司会	
	田谷 節子	四谷地区青少年育成委員会	
	飯島 泰文	笹笹地区青少年育成委員会	
	松井 ひろ子	早稲田地区青少年育成委員会	
	藤塚 米子	若松地区青少年育成委員会	
	新倉 康夫	大久保地区青少年育成委員会	
	太田 幸一	戸塚地区青少年育成委員会	
	岡田 香子	落合第一地区青少年育成委員会	
	鹿倉 敏子	落合第二地区青少年育成委員会	
	武田 厚子	柏木地区青少年育成委員会	
	渡邊 昌美	角筈地区青少年育成委員会	
	櫻井 真弓	区立幼稚園 PTA 連合会	
	園畑 由子	新宿区学童保育連絡協議会	
	菊田 史子	新宿区障害者団体連絡協議会	
今井 茂子	新宿区更生保護女性会		
酒井 敏男	教育長		
畠山 直也	区立中学校校長会		
持田 裕代	区立小学校校長会		
高橋 英明	区立幼稚園園長会		

役職名	氏名	組織・団体等	備考
	菊池 義和	新宿区私立幼稚園協議会	
	河原 富喜子	区立保育園・子ども園長会	
	石田 雅一	新宿地区私立保育園連合会	
	橋爪 主税	地域子育て支援センター	
	田中 明義	牛込警察署長	H25.10.15 から
	古澤 宣孝	新宿警察署長	H26.3.10 から
	山下 宏幸	戸塚警察署長	H26.8.25 から
	大栗 正行	四谷警察署長	H26.8.25 から
	高橋 孝人	新宿少年センター所長	H26.8.25 から
	山本 和宏	新宿消防署長	H26.4.1 から
	櫻山 豊夫	東京都児童相談センター所長	

(2) 新宿区次世代育成協議会 起草部会委員・専門部会委員

敬称略 ◎は部会長

役職名	氏名	組織・団体等	起草部会	専門部会	備考
部会長	福富 護	東京学芸大学名誉教授	◎	○	
部会長	増田 まゆみ	東京家政大学教授	○	◎	
部会員	上瀬 由美子	立正大学教授	○		
	西尾 順文	区民(公募)	○	○	
	田村 知子	区民(公募)	○	○	
	佐藤 妙	区民(公募)	○	○	
	朝日 靖子	民生委員・児童委員協議会	○		
	青木 喜夫	区立小学校 PTA 連合会	○	○	
	福村 隆	区立中学校 PTA 協議会	○		
	渡邊 昌美	角筈地区青少年育成委員会	○		
	櫻井 真弓	区立幼稚園 PTA 連合会	○	○	
	園畑 由子	新宿区学童保育連絡協議会	○	○	
	菊田 史子	新宿区障害者団体連絡協議会	○		
	高橋 英明	区立幼稚園園長会	○	○	
	菊池 義和	新宿区私立幼稚園協議会	○	○	
	河原 富喜子	区立保育園・子ども園長会	○	○	
石田 雅一	新宿地域私立保育園連合会	○	○		

6. 新宿区次世代育成協議会条例

平成 17 年 3 月 24 日

条 例 第 18 号

改正 平成 19 年 6 月 21 日条例第 47 号

(設置)

第1条 新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策(以下「次世代育成施策」という。)の総合的かつ効果的な推進を図るため、区長の附属機関として、新宿区次世代育成協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次世代育成施策に関する重要な事項について協議する。

2 前項に規定するもののほか、協議会は、次世代育成施策の推進を図るために必要な事項について、区長及び区内の関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員43人以内をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者 3人

(2) 区民 3人

(3) 事業者(法人その他の団体にあつては、その構成員(次号に掲げる者を除く。)) 1人

(4) 労働組合の組合員 1人

(5) 地域活動団体の構成員 20人

(6) 教育、保健、福祉等の関係者 8人

(7) 関係行政機関の職員 7人

(平19条例47・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 協議会は、次世代育成施策に関する特定の事項について調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(平成17年5月24日規則第107号により、平成17年6月23日から施行)

2 委員の委嘱及び任命のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成19年6月21日条例第47号)

1 この条例は、平成19年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の新宿区次世代育成協議会条例第3条第3項の規定による委員の委嘱及び任命のための手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

7. 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱

(設置)

第1条 新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策(以下「次世代育成施策」という。)の総合的かつ効果的な推進を図るための庁内検討組織として、新宿区次世代育成支援推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は区長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を総理する。
- 4 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 推進本部の所掌事項は次のとおりとする

- (1) 次世代育成支援にかかわる計画の策定に関すること
- (2) 次世代育成支援にかかわる諸施策の協議及び推進に関すること
- (3) 次世代育成支援にかかわる計画の推進の総合調整に関すること
- (4) その他次世代育成支援にかかわる施策の推進に関し本部長が必要と認める事項

(会議)

第4条 推進本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長が招集する。

- 2 本部長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長は、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理するものとする。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部子ども家庭課長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 8 幹事会は本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 9 幹事会は幹事長が招集する。

(部会)

第6条 幹事会に部会を設置することができる。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、子ども家庭部子ども家庭課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に必要な事項は、本部長が別に定める。

- 附則 この要綱は、平成15年5月15日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

本部員	区長室長
	総合政策部長
	総務部長
	地域文化部長
	福祉部長
	社会福祉協議会担当部長
	子ども家庭部長
	健康部長
	新宿区保健所長
	みどり土木部長
	環境清掃部長
	都市計画部長
	教育委員会事務局次長
中央図書館長	

別表第2(第5条関係)

幹事	区長室 区政情報課長
	総合政策部 企画政策課長
	総務部 総務課長
	地域文化部 地域調整課長
	福祉部 地域福祉課長
	子ども家庭部 子ども家庭課長
	健康部 健康推進課長
	みどり土木部 土木管理課長
	環境清掃部 環境対策課長
	都市計画部 都市計画課長
	教育委員会事務局 教育調整課長

この印刷物は、業務委託により 2,000 部印刷製本しています。
その経費として1部あたり●●●円（税別）がかかっています。
ただし、編集時の人件費等は含んでいません。

新宿区次世代育成支援計画（第三期） 新宿区子ども・子育て支援事業計画
（平成 27 年度～平成 31 年度）

発行年月 平成 27（2015）年 3 月

編集・発行 新宿区子ども家庭部子ども家庭課

〒160-8484

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話03（5273）4260

印刷物作成番号



- 新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。